

大郷町教育振興基本計画

令和7年度～令和16年度

まちづくりは人づくり、人づくりは教育

～心豊かでたくましく生きる人間の育成を目指して～



令和7年1月
大郷町教育委員会

はじめに

大郷町は宮城県の中央に位置し、自然環境にめぐまれた豊饒の地です。

町の中央部を西から東へ吉田川が流れ、その流域には豊かな水田地帯が広がり、のどかな田園風景を望むことができます。

気候も温暖で積雪も少なく、季節の移り変わりを実感できる、自然豊かな環境が魅力で、住みよい住空間が広がっています。



大郷町は、この魅力ある豊かな自然を生かしながら、町民と行政が力を結集し、一人ひとりが創意工夫を重ね、積極的に行動し魅力あるまちづくりを創造することで、活力があり安心して暮らせるまち、心豊かで持続的に発展するまちを目指しています。

大郷町では、これまで、「大郷町の教育」に謳っている「教育基本理念」に基づき、「教育基本方針」と「重点施策」を定めて、学校教育・生涯教育の推進に取り組んできました。

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正されたことにより、地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することが定められました。

「大郷町教育振興基本計画」は、「大郷町総合計画」との一体性に配慮しながら、令和7年度からの10年間の新たな計画を策定するものです。

本計画は、大郷の子どもたちが、ふるさとの自然・歴史・文化とそこに住む人々を愛し、学校・家庭・地域の強い絆のもとで、誇りと志^{こころざし}を育み、心身ともに健やかで、グローバル社会に対応できる人間に育つようにすること、また、町民一人ひとりが生涯にわたり学び合い、交流する中で、健康で融和と潤いのある文化を育む地域社会を築き上げることを目指すものであり、その実現に向けて様々な教育施策を展開していくものです。

計画の推進にあたっては、家庭や地域・学校はもとより、各関係機関のご支援、ご協力が必要不可欠であり、本町の教育行政のさらなる発展のために、お力添えいただくよう切にお願いいたします。

町民の皆様におかれましても、明日を担う「人づくり」と、よりよい「大郷」の創造に向けて、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年1月

大郷町教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2
5 関係機関との連携	2
6 情報の発信と収集	2

第2章 本町教育の現状と課題

1 本町教育を取り巻く社会の現状と課題	3
2 本町教育の現状と課題	4

第3章 施策の全体体系

1 大郷町教育基本理念	8
2 大郷町教育基本方針	8
3 計画体系図	9

第4章 重点施策

基本方針1「学ぶ力と自立する力の育成」

- ①幼児教育の推進……………10
- ②基礎・基本を重視した確かな学力の定着……………11
- ③小・中一貫教育の推進……………12
- ④きめ細かな特別支援教育の充実……………13

基本方針2「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

- ⑤国際理解教育、外国語教育の充実……………14
- ⑥健康でたくましい子どもの育成……………15
- ⑦「ふるさと教育」の推進……………16
- ⑧夢や こころざし 志 を持った児童生徒の育成……………17
- ⑨安心で安全な学校給食の提供……………18

基本方針3「安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備」

- ⑩安心安全で開かれた学校づくりの推進……………19
- ⑪教育相談体制の推進……………20
- ⑫時代のニーズに即応した教育環境の整備……………21
- ⑬上級学校進学への支援……………22

基本方針4「学校・家庭・地域が連携することによる協働教育の推進」

- ⑭地域全体で子どもを育てる環境づくり……………23
- ⑮協働教育推進事業の展開……………24
- ⑯放課後子ども教室事業の推進……………25

基本目標5「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

- ⑰社会教育・生涯学習事業の推進……………26
- ⑱青少年の健全育成の推進……………27
- ⑲ライフステージを踏まえた公民館事業の展開……………28
- ⑳地域文化・芸術の振興……………29
- ㉑文化財の理解と保存・継承……………30
- ㉒生涯健康・生涯スポーツの推進……………31

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

大郷町では、「大郷町教育」に「教育基本理念」、「教育基本方針」並びに「重点施策」を示し、着実な取組を進めてきました。

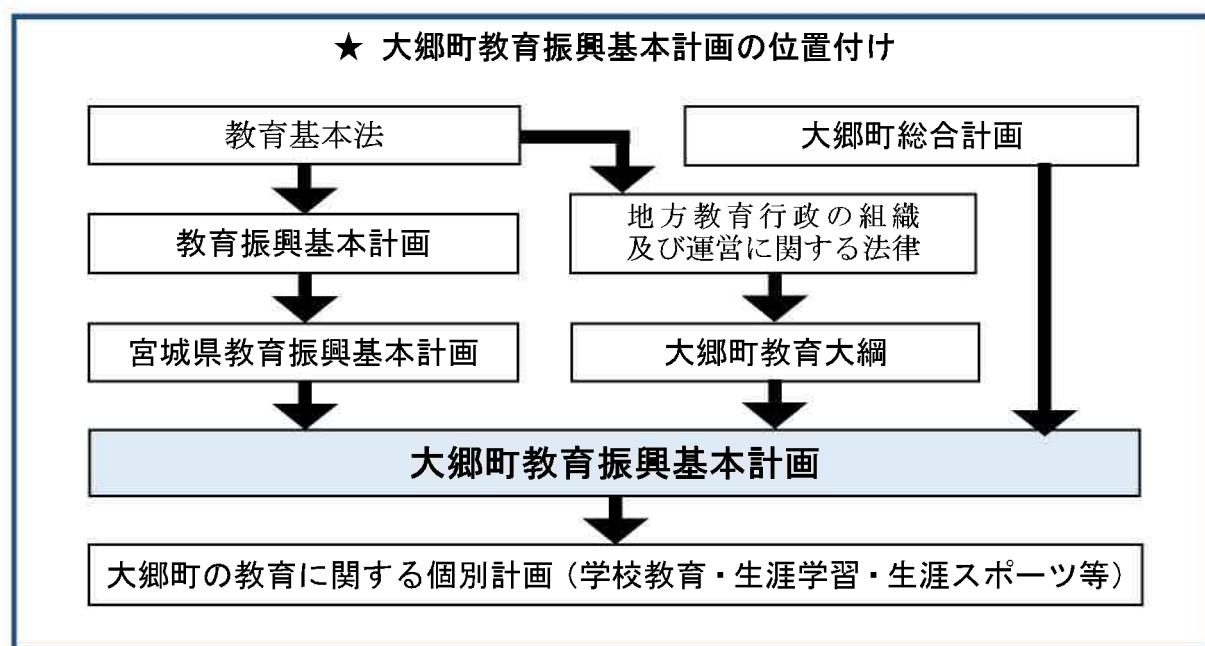
近年の教育環境を取り巻く状況の変化に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示された。地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められました。

本町における教育を総合的かつ計画的に進めていくために「大郷町教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

大郷町では、「まちづくり」の指針となり目標年次を令和16年度とする「大郷町総合計画」を令和7年3月に策定します。

「本計画」は、「大郷町総合計画」や「大郷町教育大綱」との一体性に配慮し、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本町教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずるべき施策の方向性などを示す計画として策定するもので、教育基本法第17条第2項の規定に基づき「地方公共団体」が策定する計画として位置づけられるものです。



3 計画の期間

「本計画」は、「大郷町総合計画」と目標年次を同じく令和7年度から10年間の計画とし、時代や社会の変化に即し、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理

「本計画」の推進のために実施する施策は、毎年度策定する「大郷町の教育」に掲げ、「PDCAサイクル」(Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Action 改善)による進行管理を行います。

この進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「大郷町教育委員会事務事業点検・評価報告書」を活用しながら、効果的な推進を図ります。



5 関係機関との連携

「本計画」の実現に向け、学校・家庭・地域並びに社会教育や生涯スポーツなどの関係団体との連携を密にしながら推進していくことが重要です。

また、行政の関係機関や大学、企業、NPO法人などとの連携・協力体制も構築しながら施策の推進に取り組んでいきます。

6 情報の発信と収集

「本計画」を実現するため、教育基本方針や重点施策に関して、広く理解を得ることが大切であることから、広報おおさとやホームページなどを通して、積極的に情報提供を行います。

また、教育相談窓口における教育に関する情報収集と町民ニーズの把握に努め、喫緊の問題解決や今後の事業・施策に反映させるとともに、教育委員会の説明責任の明確化に努めます。

第2章

本町教育の現状と課題

1 本町教育を取り巻く社会の現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

近年の少子化により人口減少社会が到来しました。今後は高齢化が一層加速し、自然減の増加が見込まれることから、この傾向は一層進むものと考えられます。

(2) 国際化・グローバル化の進展

経済や社会活動のグローバル化に伴い、国際的視野を持ち世界で活躍できる人材の育成が求められています。

また、他国の文化を理解し、日本やふるさとの歴史・文化の理解を深める心の育成が重要となっています。

(3) 高度情報化の進展

インターネットやスマートフォンなど、情報通信技術の進歩により、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方が大きく変化しています。高度情報化に対応できる人材の育成が求められているとともに、インターネット犯罪等に巻き込まれないための「情報モラル教育」が必要となっています。

(4) 労働環境の変化

雇用条件の規制緩和を背景に企業の雇用形態が変化し、非正規就業者が増加しています。労働環境の変化とともに、若年層の目的意識の希薄さが問題視されており、生涯にわたる生き方を考える教育の必要性が高まっています。

(5) 家庭や地域の変化

少子化、核家族化、共働き世帯の増加、都市化の影響により、育児不安、家庭教育力の低下、地域とのつながりの希薄化が指摘されています。

学校・家庭・地域が連携を図りながら、社会全体で保護者が安心・信頼できる教育や子育て支援を行うことが求められています。

(6) 体験格差・経済格差への対応

体験活動は、子どもの成長に欠かせないものです。しかし、保護者の所得による経済格差が子どもの体験格差を生み、学力格差につながることを指摘されていることから、体験活動を通じた青少年の育成を図るため、学校教育や社会教育の果たす役割はますます重要になっています。

(7)防災・減災の意識啓発

地球温暖化に伴う異常気象により、水害や土砂災害が頻発し、激甚化しています。東日本大震災や令和元年東日本台風という未曾有の災害体験を生かすためにも、「自助・共助・公助」の精神を柱とした防災教育を推進するとともに、災害に強い「安心・安全なまちづくり」を行うことが求められています。

また、本町においては自動車交通量が年々増加傾向にあることから、児童や高齢者などの交通弱者に対する交通安全対策を強化する必要があります。

(8)地球規模の課題への対応

現在、環境問題、食糧・エネルギー問題、民族・宗教紛争、感染症の拡大など、さまざまな問題に直面しています。これらは、まさに地球規模の課題であり、これまでの固定概念にとらわれず、共存共栄で持続可能な世界の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められています。

2 本町教育の現状と課題

(1)幼児教育の現状と課題

平成15年に大谷・粕川・味明・大松沢の4つの幼稚園を統合し、大郷町乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」を開設しました。令和2年4月には、幼保連携型認定こども園「すくすくゆめの郷こども園」が開園し、子育て支援センターを含めて民間による幼児教育が開始されました。

幼児教育や子育て支援に対する町民ニーズは、今後ますます高まることが予想され、教育環境や施設・設備のさらなる充実・強化が必要となっています。

(2)義務教育の現状と課題

①教育施設の整備

平成20年に明星・大松沢の2中学校を1校に、平成24年に大谷・粕川・味明・大松沢の4小学校を1校に統合し、学校の適正規模化を図りました。

教育施設面においては、統合を実施するにあたり、小学校は校舎の増築と既存校舎の改修、体育館の新築を行い、中学校は体育館の新築を行っていますが、老朽化が進んでいる施設・設備が見られるため、計画的な整備を進める必要があります。

②確かな学力の定着

学力検査等の結果の分析に基づく指導法の改善と教職員の研修を実施し、確かな学力の定着に努めています。

しかし、学習の基礎・基本の定着が十分でない児童生徒も見受けられることから、個々の理解度を把握し、児童生徒一人ひとりの能力・特性に応じた少人数指導などの支援を図る必要があります。

また、家庭学習の習慣・取組方法に課題があることから、学校と家庭の連携により、基本的な生活習慣の形成を図る必要があります。

③特別支援教育への対応

特別な支援を要する児童生徒数は、増加傾向にあり、ノーマライゼーション※やインクルーシブ教育※の要望に対応することや、さらに「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、特別支援教育に携わる指導者のさらなる資質向上と特別支援コーディネーターなどの人員の確保や施設・設備のさらなる充実が必要となっています。

④不登校の未然防止

毎年新たな不登校児童生徒が出ており、平成30年度には不登校出現率が宮城県及び全国平均より高い状況になりました。小・中学校や保護者、関係機関との連携を密にし、魅力ある学校づくりや相談支援体制の整備など新たな不登校を出さない取組が必要になっています。

⑤健康面の課題と対応

児童生徒の肥満度が依然として高い傾向にあります。予防対策について、関係部局と連携し健康意識の向上を図るために家庭への啓発に努め、小・中学校での適切な保健指導を進めていく必要があります。平成25年度から2年間、大郷小学校で「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」に取り組んだ成果として、虫歯保有率が減少し、改善傾向にありましたが、今後も継続してこの取り組みを実践していく必要があります。

⑥食物アレルギーへの対応

食物アレルギーに関しては、保護者・教職員・学校給食センターとの連携を密にし、個々の児童生徒の状況把握と情報共有を図っていますが、万全の体制で臨むよう努めていかなければなりません。

⑦外国人子女に対する支援

国際化やグローバル化により、日本語指導が必要な外国人子女の公立学校就学が増加しています。日本語の日常会話が不十分な児童生徒に対し、学校環境に適応した教育が提供できるように、特別指導や指導体制の整備が必要となっています。

【※ノーマライゼーション】 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

【※インクルーシブ教育】 「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表します。

(3) 社会教育・生涯学習の現状と課題

①社会教育（生涯学習）・公民館事業

幼児期から高齢期までの各年代層に合った各種社会教育事業・公民館事業を実施していますが、参加状況は児童や高齢者の参加は多いものの働き盛りの20歳から50歳までの参加が少ない状況にあります。町民のニーズに対応した学習機会の提供を図り、町民一人ひとりの学習意欲の向上を図っていく必要があります。

また、高齢者人口が増加傾向にあることから、生きがいを持ち余暇を有意義に過ごすための支援も課題の一つとなっています。社会教育事業の企画・立案・実施を担う「社会教育主事」の役割は重要であり、有資格者を確保するために、「社会教育主事講習」への職員派遣を行う必要があります。

②青少年の健全育成

青少年健全育成の推進を図ることを目的とした「大郷町青少年健全育成町民会議」が平成26年度に設立されました。

今後も、「子どもたちを地域全体で育てる」といった観点から、青少年の健全育成と地域の教育力の向上に努めていく必要があります。

③社会教育施設の整備

文化会館は、建築後30年以上経過しており、施設・設備面の老朽化が進んでいることから、所要の改修・整備を図る必要があります。

また、本町には、公立図書館がなく、中央公民館に図書室を設置してその一定機能を持たせている状況にあることから、町民ニーズや情報化社会などの時代に適応した施設整備も求められています。

(4) 地域文化・芸術振興の現状と課題

町民の豊かな創造性を育むとともに、心豊かな地域づくりに文化芸術の振興は、必要不可欠なものです。文化団体と連携を図りながら、多くの方々が芸術や文化に触れる機会の提供に努めてきました。

町民の発表する機会の充実を図るため、生涯学習フェスティバルを開催し、文化・芸術に対する意識の高揚を図っています。また、県民文化祭や仙台管内及び黒川地方の文化協会発表会へ積極的に参加できるよう支援を行っています。

今後も、文化団体等と連携を図りながら、発表の場や鑑賞機会の拡充を図ることが重要であり、文化・芸術活動が十分展開できるような施設整備・充実を図ることが必要です。

(5) 文化財保存・継承の現状と課題

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するために欠かせないものであり、新たな文化を創造・発展させていくためにも、重要な役割を担っています。次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる者にとって重要な使命と言えます。

文化財保護審議会の指導、協力を得ながら、関係機関や所有者、管理者等との連携のもと、調査、研究、保存、継承、発信する計画的な体制づくりを確立することが必要です。

古代黒川郡の中心地「白川郷」を証明する古墳群や、ユネスコの世界記憶遺産にも登録されている慶長遣欧使節「支倉六右衛門常長」ゆかりの地であることから、町内に眠る遺跡や常長公の歴史遺産の調査・収集活動を継続・発信して、貴重な文化資源として活用していく必要があります。

また、町無形文化財である「羽生田植踊」と「土橋宮林神楽」は、両保存会によって後継者の育成が行われていますが、後継者が少なく指導者の高齢化が進んでいます。すばらしい文化財を次世代に継承していくためには、文化財を広く知ってもらう発表の場を増やすなど、新たな後継者の育成が必要になっています。

(6)生涯スポーツ振興の現状と課題

余暇時間の増加や生活水準の向上、高齢化の進行などの社会的変化を背景として、生涯にわたって健康で充実した生活を送るために、生涯スポーツの推進は重要です。スポーツ活動の中心的な役割を果たす組織として、体育協会やスポーツ少年団本部がありますが、加盟組織の競技種目によっては構成員の減少などが懸念されています。

各種スポーツ団体の活性化や町民のスポーツ意識の高揚を図るためには、専門的な指導者の育成と有効活用が特に大切になってきます。

これからは、各種競技団体と連携し、指導者の資質向上を図るための研修を企画・実施するとともに、B & G財団の「センター・インストラクター」などの指導者養成研修への職員派遣を継続していく必要があります。

第3章

施策の全体体系

教育をめぐる現状と課題を踏まえ、本町教育の「基本理念」と「基本方針」を次のとおり定めます。

1 大郷町教育基本理念

まちづくりは人づくり、人づくりは教育

～心豊かでたくましく生きる人間の育成を目指して～

大郷町のまちづくりの基本理念は、『「自力」一人ひとりが考え、行動し、未来を創るまちづくり』と定められています。

町民と町の協働によって、大郷町の良さを共有しながら、一人ひとりが創意工夫し積極的に行動し、魅力ある未来のまちづくりを創造していく必要があります。

その礎は、「人づくり即ち教育」にあります。故郷の大郷を誇りに思い、新しい時代を拓く『心豊かでたくましく生きる人間の育成』を一層充実させるため、学校や家庭、地域社会が協働しながら教育を推進します。

2 大郷町教育基本方針

教育のさらなる充実で心豊かでたくましく生きる人間の形成を目指して、次の5つを本計画の基本方針として取り組んでいきます。

基本方針1 学ぶ力と自立する力の育成

基本方針2 国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成

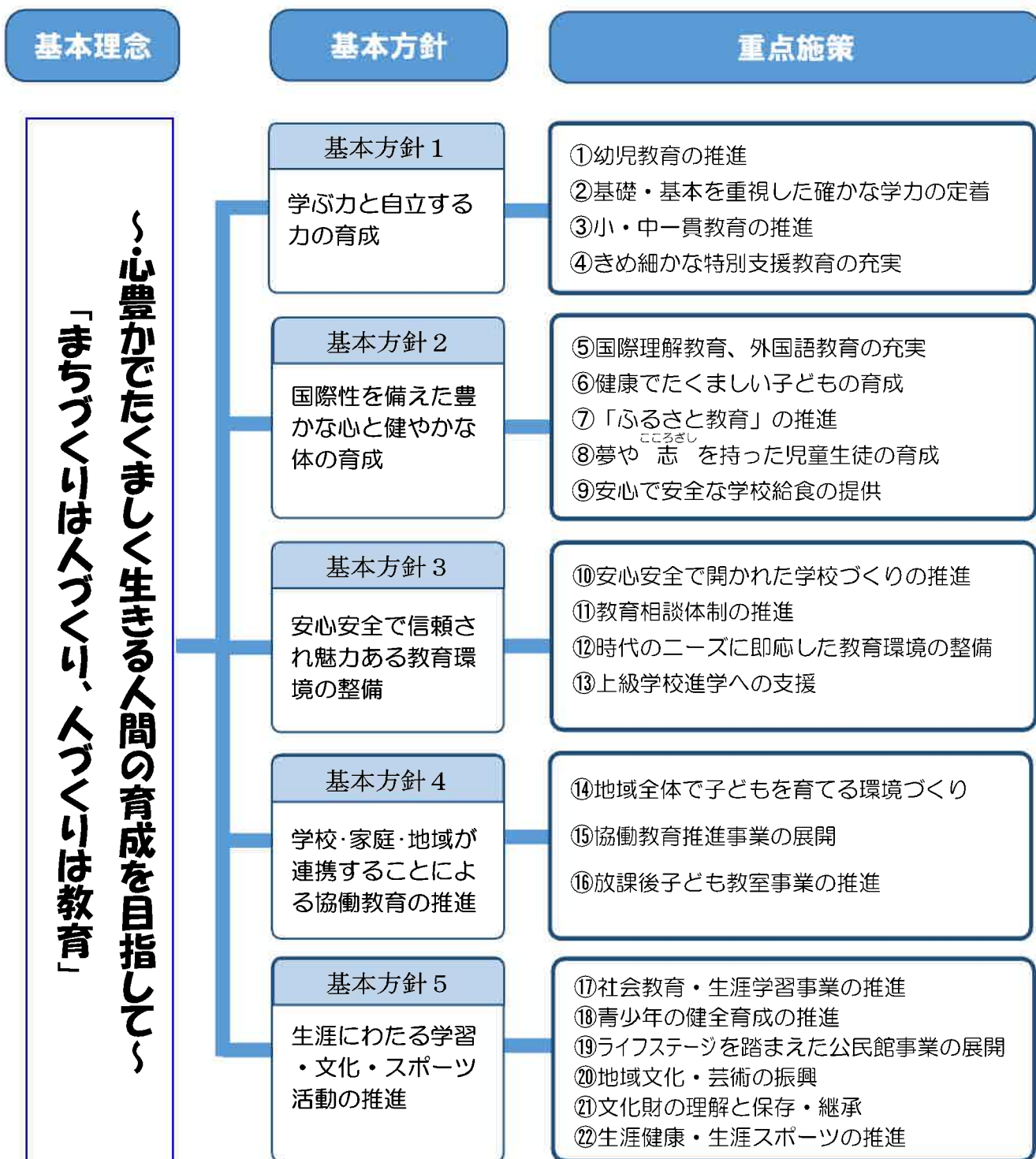
基本方針3 安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備

基本方針4 学校・家庭・地域が連携することによる協働教育の推進

基本方針5 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

3 計画体系図

本計画では、「教育基本理念」と5つの「基本方針」のもと、その実現に向けて、22項目の「重点施策」を実施していきます。



第4章 重点施策

基本方針1「学ぶ力と自立する力の育成」

重点施策1 幼児教育の推進

「大郷町に生まれた全ての乳幼児を大郷町で保育する」という認識のもと、乳幼児期の発達課題を踏まえて、幼保連携型認定こども園との連携による「めざす幼児像」の実現を目指します。

また、学ぶ土台づくりと心の豊さを重視した個々の特性を生かす教育を行うため、幼保連携型認定こども園の教育環境や施設・設備の充実を関係部署と連携して支援します。

主な取組

① 幼児教育の充実

幼保連携型認定こども園と連携し、プレ・ゴールデンエイジ※期に適合する、より質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ります。

② 「学ぶ土台づくり」の推進

学びの連続性を踏まえた「学ぶ土台づくり」を推進します。

また、小・中学校や家庭・地域社会と連携した幼児教育を推進します。

③ 特別支援教育等の充実

特別な支援を必要とする幼児への適切な支援体制の整備に努め、体験格差の縮小に取り組みます。

また、子育ての多様なニーズへの対応を図ります。

④ ふるさと教育の推進

ふるさとの人・歴史・文化と触れ合う、地域に根差した幼児教育を推進します。

⑤ 魅力ある教育環境の充実

教育・保育環境の整備・充実を支援します。



元気いっぱい運動会

【※プレ・ゴールデンエイジ】 15ページ参照

基本方針 1 「学ぶ力と自立する力の育成」

重点施策2 基礎・基本を重視した確かな学力の定着

児童生徒の将来にわたる可能性を広げるために、学校・家庭・地域社会が連携し、学習意欲の向上を図るとともに、基礎・基本を重視した確かな学力を身に付け、健康で人間性豊かな心を持つ児童生徒の育成に努め、地域や社会参加の機会を促して、「夢を育み・自立する心」の土台をつくります。

主な取組

① 基礎・基本の定着

基礎・基本の定着と、活用能力を高める指導の改善を図ります。

また、個々の児童生徒に応じた指導方法の工夫と実践を行います。

② 思考力・表現力・問題解決能力の育成

さまざまな体験学習などを通じて、思考力・表現力・問題解決能力を養います。

③ 宮城教育大学との教育連携の推進

宮城教育大学との教育連携を強化し、学力向上を推進します。

また、宮城教育大学の協力を得て実施している「サマースクール」の充実と児童生徒の積極的な参加を促します。

④ 家庭学習の充実

家庭と学校の連携を密にし、家庭における学習や生活習慣の見直しを行い、保護者とともに振り返る機会を拡充します。

⑤ 地域の人材活用

地域の教育力を生かし、学校支援ボランティアの活用などを行い、特色ある学校教育を展開します。

⑥ 教職員の資質と指導力の向上

教職員の研修を積極的に実施し、教育者としての資質と指導力の向上を図るとともに、分かる授業づくりの推進により、確かな学力の定着を目指します。

⑦ 時代の要請に応じた教育の推進

高度情報化社会に対応できるよう、GIGAスクール構想を実現するとともに、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開し、発達段階に応じた情報活用能力を育成します。また、情報モラル教育を推進します。



サマースクール

基本方針 1 「学ぶ力と自立する力の育成」

重点施策³ 小・中一貫教育の推進

小学校・中学校1校ずつという本町の特性を生かして、認定こども園とも連携協力しながら、義務教育9年間を見通した小・中一貫教育を推進し、学ぶ力と自立する力の育成を図ります。

主な取組

① 子どもの特性理解と、個に応じた継続的指導の推進

学力の定着には、小学校入学から中学校卒業までを見通した学習習慣の確立が重要であることから、児童生徒一人ひとりの特性の共通理解を行い、個に応じた継続的指導を推進します。

② 子どもの校種間交流の推進

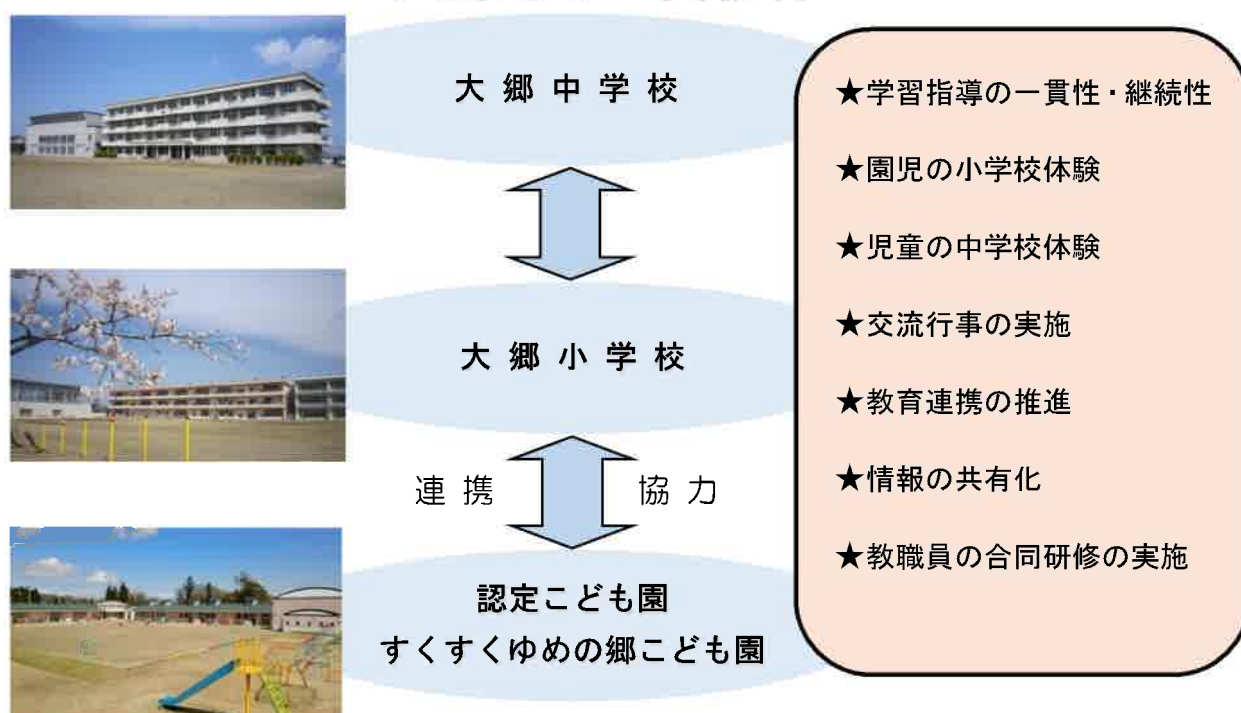
認定こども園児の小学校体験や小学校児童の中学校体験、交流事業の実施などにより、校種間交流を促進して校種間の接続を図り、ギャップの解消に努めます。

③ 小・中相互の指導内容を理解する教員研修の充実

指導主事訪問時などに小学校・中学校の教職員が他校種の学習を参観する機会を増やすなどして、指導のあり方についての理解を進めます。

また、校内研究テーマを小・中学校とも同一のものとし、授業づくりを核とした小・中学校の連携を図ります。その際、指導案の形式を統一するなどして相互の交流を図っていきます。

大郷町の一貫教育



基本方針 1 「学ぶ力と自立する力の育成」

重点施策4 きめ細かな特別支援教育の充実

発達障害を含め、教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒に対して、特別支援コーディネーターを配置して一人ひとりの教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育システム※などの適切な就学支援体制の確立を図ります。

主な取組

① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の立案と実践

個々の児童生徒の障害・発達の状況に応じた教育支援計画及び指導計画の立案と実践を行うため、専門的・技術的な教職員研修を充実し、特別支援教育への指導力の向上を図ります。

② 教員補助者の適正配置

特別な支援を要する児童生徒の増加などに対応し、「教員補助者」の適正配置に努めます。

③ 特別支援教育の環境整備の充実

特別支援教育を行う専門性の高い教職員の配置を要請するとともに、特別支援教室等の環境整備を図ります。

④ 関係機関との連携強化

特別な支援を要する幼児、児童及び生徒の実態を把握し、適切な相談及び教育支援体制を確立するため、「県立の支援学校」「大郷町教育支援審議会」や「大郷町特別支援教育連携協議会」との連携強化を図ります。

【※インクルーシブ教育システム】

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

基本方針 2 「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

重点施策 **5** 国際理解教育、外国語教育の充実

グローバル化や高度情報化社会が進展するなか、国際理解を深め、国際化社会に対応できる人材の育成を図るために外国語教育の充実に努めるとともに、学校や地域において国際交流を推進します。

主な取組

① 外国語指導助手（A L T）の活用

国際化が一層進展するなかで、ますます外国語教育が必要となっていることから、学習指導要領の改訂により、小学校中学年に外国語活動（英語）、高学年に教科として外国語（英語）が導入されました。

中学校に配置している外国語指導助手（A L T）を小学校や認定こども園に派遣し、英語教育の推進を図ります。

② 国際理解・国際交流の推進

国際理解を深めるため、教育・生活・文化・スポーツ・経済活動など、さまざまな分野で国際交流を推進します。

③ ふるさと教育との連携

国際教育を進めるにあたっては、自国の文化を身に付けることが効果的であることから、ふるさと教育との連携で育むよう推進します。



A L Tによる英会話授業（大郷小）

基本方針2「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

重点施策6 健康でたくましい子どもの育成

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために必要な「基礎的な体力・運動能力」の向上を図るとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力を養います。

主な取組

① 個の体力に応じた指導計画作成と実践

「体力・運動能力調査」を継続的に実施し、子どもたちの実態と傾向を把握し、体力づくり計画の作成と実践を行うとともに、健康教育を通して、生涯スポーツの基礎・意欲を培う指導を推進します。

② 健康な体づくりのための環境整備

健康・体力増進につながる教育環境の整備に努め、心身ともに健康な児童生徒の育成に努めます。また、ゴールデンエイジ[※]のスポーツ活動を推進し、児童生徒の体力向上に努めます。

③ 食育の推進

児童生徒の望ましい生活習慣の育成と健康の保持増進を図るため、町の食育推進会議などと連携協力しながら、地域の食文化に対する理解と、自然からの恩恵に対する感謝の心などを育む教育を推進します。

また、農業体験による生産者との交流、収穫した食材を使用した調理実習など、食に対するさまざまな体験活動を通して食育の推進を図ります。

④ 防災教育の推進

周期的に発生する地震や増加傾向にある台風等の豪雨、新型コロナウイルス感染症等について正しい知識を備えるなど、自然災害や未知の感染症等に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの発達段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。

⑤ 環境教育の充実

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会を構築するため、子どもたちが豊かな自然の中での体験などを通して、環境について学ぶ学習機会を拡充します。

【※ゴールデンエイジ】 子どもの発育過程において、特に脳・神経などの基礎的な体力づくりを行う上で、最も適した年齢（9歳～12歳）。この時期以前（プレ・ゴールデンエイジ）にさまざまな運動・遊びを通じて、神経回路を開いておくことが条件となります。

基本方針2「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

重点施策7 「ふるさと教育」の推進

本町の美しく豊かな自然、脈々と受け継がれてきた歴史や文化、地域の人材についての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていきます。

主な取組

① ふるさとに学ぶ機会の提供

学校での「ふるさと学習」を充実させるために、地域の郷土史家や地域の教育力の活用を促進します。

また、社会教育や公民館の分野においても、児童生徒を対象とした事業や講座を開設して、ふるさとを楽しく学ぶ機会の提供を図ります。

② 社会科副読本「私たちの大郷町」の活用

小学校の社会科副読本「私たちの大郷町」では、町の歴史や文化、産業などについて詳しく紹介しており、ふるさと学習をする上で貴重な教材となっていることから、一層の利活用を図るとともに、随時改訂を加え、内容の充実を図っていきます。

③ 郷土学習資料館の整備・充実

児童生徒のふるさと学習・^{こころざし}志教育の場として、郷土学習資料館等の整備を図り、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育みます。



社会科副読本「私たちの大郷町」

基本方針2「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

重点施策⁸ ^{こころざし}夢や志を持った児童生徒の育成

児童生徒が、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や知識を育むとともに、主体的に学ぶ意欲を高めるため、地域や企業などと連携しながら、認定こども園から中学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育を推進します。

主な取組

① ^{こころざし}「志教育」の推進

認定こども園から中学校までの系統的な教育活動を通して「^{こころざし}志教育」を推進するため、教職員の研修機会の拡充を図り、専門知識や技能の習得に努めます。

② 地域の人材を活用した授業の充実

総合的な学習の時間を活用して、学校に企業や地域の人材を講師として招き入れ、「^{こころざし}志教育」に関する授業を展開します。

④ 家庭の教育力の向上

家庭の教育力を高めるための支援を行い、子どもに家の手伝いや地域活動に参加させることで、働くことへの理解と、自立を促します。

また、仕事や進路について、親子で話し合ったり、親や身近な大人の働いている姿を子どもに見せたりする機会をつくることを促します。



思い出と希望を胸に旅立ち（大郷小卒業式）

基本方針2「国際性を備えた豊かな心と健やかな体の育成」

重点施策9 安心で安全な学校給食の提供

「食の安心・安全」に配慮した給食を提供することを日々心掛けるとともに、「食育」の推進にも積極的に取り組みます。

主な取組

① 安心安全な食材の確保と食物アレルギーへの対応

農薬・化学肥料・遺伝子組み換えなどによる食材を学校給食からできる限り排除するように努めます。

また、小・中学校への「食物アレルギー調査」を毎年度適切に実施し、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努めるとともに、学校給食センター・学校・保護者の情報共有化を図り、アレルギー事故の未然防止を図ります。

② 栄養指導と「食育」の推進

給食だよりの毎月発行や栄養士による学校訪問などを通して、栄養指導や「食育」の推進に取り組みます。

③ 地場農産物の利用拡大

100%大郷産米を使用した米飯・米粉パンの利用を促進するとともに、野菜や果物などの地場農産物の利用拡大を図り、地産地消を推進します。

④ 給食関係機関との連携強化

「給食運営委員会」や「給食主任者会議」、「地場農産物利用推進委員会」などの関係機関との連携を強化し、学校給食の一層の充実につなげます。

⑤ 学校給食施設・設備の整備・充実

学校給食施設・設備の定期的な点検により、適切な修理・修繕を行うとともに、衛生管理の徹底を図ります。

⑥ 子育て支援事業「給食費完全無償化制度」の継続

保護者の負担軽減と、少子化対策及び子育て支援に資することを目的とし、平成30年度から実施している「給食費完全無償化制度」を継続します。



栄養士による食育指導（大郷小）

基本方針 3 「安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備」

重点施策10 安心安全で開かれた学校づくりの推進

多様化し、複雑化する教育課題に対応するためには、学校は家庭や地域との連携を深めながら、子どもたちを支えていくことが求められています。

学校経営方針などを積極的に情報提供することを通じて、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めていきます。

主な取組

① 適切な教育目標、学校経営方針等の策定

教育目標、学校経営方針等を適切に定め、校長のリーダーシップのもとで全教職員の間で共有し、一体となって取り組む意識を醸成します。

② 学校から家庭・地域への発信

幼保連携型認定こども園、小・中学校は、教育目標、学校経営方針に基づいた教育活動について、広く地域住民に対して、周知するように努めます。学校だよりの配付やホームページを活用しながら、積極的に発信していきます。

③ 学校の自己評価と学校関係者評価の実施

小・中学校において、学校評価を適切に実施するとともに、評価結果を保護者、地域住民に公表することで、開かれた信頼される学校づくりをさらに進め、教育内容及び教育環境の質的向上に活かします。

④ 学校評議員制度の積極的活用

学校評議員会や各種会議を活用し、学校運営に関する意見を幅広く求めるなどして、地域住民の学校運営への参画を進めます。



元気に育て大郷っ子（大郷小）

基本方針 3 「安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備」

重点施策 11 教育相談体制の推進

いじめ、不登校、少年非行などの要因は複雑・多様化し、その解決は大きな社会問題となっています。

問題解決に向けて、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、関係機関や保護者との連携を強化し、一人ひとりに目を向けたきめ細かな指導を行うとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止める教育相談体制を確立します。

主な取組

① 校内指導体制の充実

児童生徒の理解を深めるため、教職員の教育相談に対する専門知識・技能の向上を図ります。

また、学校における情報の共有化を図り、担任が問題を抱え込まない指導体制を確立します。

② 教育相談体制の充実

校務分掌に教育相談主任等を置き、教育相談に応じるなどの校内体制を整備する一方、ＳＣやＳＳＷ、専門家の支援による相談体制の充実強化を図ります。

③ 小・中一貫した指導と情報の共有化

児童生徒の指導に関する情報共有は、年間を通して定期的実施し、問題の早期発見、早期対応に取り組みます。

④ 関係機関との連携強化

学校・家庭・関係機関等との連携を強化し、関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するために情報の共有化を図り、継続的なケアに努めます。

⑤ 「いじめ」、「不登校」への対応

いじめは、すべての児童生徒に関係する重大な問題です。いじめは、「どの学校でも起こりうる」という認識のもと、早期発見と迅速な対応に努めます。

また、いじめの問題は、学校だけで解決しようとするのではなく、これまで以上に学校・行政・地域と家庭が一体となって対応するために、「大郷町いじめ防止基本方針」に基づき、「大郷町いじめ問題対策連絡協議会」と連携して、いじめ問題に対する対策を総合的に推進します。

不登校の出現率が高いことも本町の大きな課題です。新たな不登校を生まない「魅力ある学校づくり」に小・中一体となって取り組みます。不登校状態の児童生徒に対しては、令和２年５月に開設した子どもの心のケアハウス「とらいあんぐる」を中心に、社会的自立に向けた支援に努めます。

基本方針 3 「安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備」

重点施策 12 時代のニーズに即応した教育環境の整備

児童生徒が、充実した教育環境のもと、意欲的かつ安心して学習することができるように、学習環境の整備・充実に努めます。

主な取組

① ICT教育など、学習環境の整備・充実

GIGA スクール構想に基づき、時代のニーズに応じた ICT（情報通信技術）教育を展開するための環境整備に努めます。

タブレット PC や電子黒板の情報機器の更新を図るなどして、「児童生徒のための ICT による授業改善：MIYAGI Style」を推進します。

また、学習意欲を高めるための教材備品や図書の整備・充実に努めます。

② ゆとりと潤いのある教育環境の整備

児童生徒が、質の高い教育環境の中で、意欲的に学び、伸び伸びと過ごせるように、学校施設の計画的な改修・改善を図り、安心・安全な学校づくりを推進します。

③ 安全なスクールバスの運行

小・中学校の統合により、スクールバスを運行しています。今後も、児童・生徒数の増減や地域の状況変化の把握に努め、バス路線の見直しを行い、家庭・地域との連携による「安心・安全」なスクールバス運行に努めます。

また、冬期間の通園・通学の安全確保を図るため、主要道路の除融雪の徹底を関係機関に働きかけるとともに、スクールバス停留所付近の除雪も実施します。



タブレットを使っでの授業（大郷小）

基本方針 3 「安心安全で信頼され魅力ある教育環境の整備」

重点施策 13 上級学校進学への支援

将来を担う子どもたちのために、高等学校や大学、専門学校などに進学する機会の拡充を図ります。

主な取組

① 関係機関との連携による適切な進路指導

関係機関との連携・情報交換を促進し、適切な進路指導に努めます。

② 奨学資金貸与制度の奨励

経済的理由により就学が困難な学生に対し、希望する高等学校や大学などへ進学できるよう支援するため奨学資金を貸与し、将来、町に貢献できる志ある人材を育成します。

③ 住民バス運行等による交通手段の確保

仙台市や近隣市町村の高等学校や大学などに通う本町在住の学生を支援するため、今後もきめ細かな住民バスの運行体制を維持し、公共交通機関の充実を図ります。



近隣市町村へも運行する「大郷町住民バス」

基本方針 4 「学校・家庭・地域が連携することによる協働教育の推進」

重点施策 14 地域全体で子どもを育てる環境づくり

地域社会は、子どもの社会性や豊かな心の醸成、安心安全な教育環境を確保するために重要な役割を担うことから、地域住民や企業、NPOなどの参画を得て、子ども安全見守りの強化、社会体験活動の機会の充実などに取り組みます。

主な取組

① 子どもの安全見守りの強化

P T Aや地域団体、ボランティアによる交通安全の街頭指導を通して、地域ぐるみでの「子ども安全見守り活動」を推進します。

② 「子ども110番の家」との連携・協力

地域の協力を得て設置している「子ども110番の家」の登録家庭や企業との連携・協力のもと、子どものための安心・安全な環境づくりを推進します。

③ P T A活動への支援・協力

P T Aは、学校と家庭、地域をつなぐ大切な役割を担っており、子どもたちの健全育成に向けて、より充実した活動を展開することが期待されています。

今後も、P T A活動に対しての支援・協力を推進します。

④ 子どもたちの体験活動の充実

大郷の自然と触れ合える活動や、社会参加できる活動の機会を拡充して、地域の環境・歴史・文化・産業などについて学び、豊かな心や社会性、自ら考え行動できる力の育成を図ります。



街頭指導で安心安全！



田植えを体験

基本方針 4 「学校・家庭・地域が連携することによる協働教育の推進」

重点施策15 協働教育推進事業の展開

子どもを地域全体で育むために、学校・家庭・地域をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図るため、「協働教育推進事業」を展開します。

主な取組

① 家庭教育の支援

子育てに不安を感じる保護者に対しての相談や家庭で子どもにしつけなどがきちんとできるようにするために、親の「学び」と「育ち」を支える環境を整えます。

② 地域活動の支援

放課後や休日等を活用して、学校ではできない体験プログラムを実施し、異年齢集団や異世代間の交流を促進します。

- ・ 地域の人材を活用した各種教室・講座の開設
- ・ 自然体験学習事業の推進

③ 学校教育の支援

地域の人材や企業と連携・協力し、学校の要請に応じて多様な教育資源（人材等）を提供し、学校教育の充実と地域ぐるみで子どもを見守り・育てる体制を推進します。

④ 食育実践地域活動の支援

農業を基幹産業としている本町において、次代を担う子どもたちが「食」に関する正しい知識を習得し、作物を栽培したり、収穫を体験したりすることは大変重要です。学校教育の中で地域ボランティアの協力を得て、食育の推進を図ります。



自然体験学習事業

基本方針 4 「学校・家庭・地域が連携することによる協働教育の推進」

重点施策 16 放課後子ども教室事業の推進

放課後に子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを形成するため、「放課後子ども教室事業」を推進します。

主な取組

① 体験学習の充実

地域格差や経済格差による子どもたちの体験格差を是正するため、コーディネーターの協力のもと、昔遊びや自由遊び、スポーツを通して、異年齢集団の中で貴重な体験学習ができるように支援します。

② 児童館活動の推進

0歳から18歳未満が自由に来館できる児童館を平成29年4月に開館しました。

児童館が本町の児童生徒にとって、放課後や休日の活動拠点となり、子育て中の親や乳幼児を支援する場、子どもたちが遊びや体験を通して健全育成が図られる場として機能するよう関係機関と協力して運営します。



自由来館



外遊び

基本方針 5 「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策 17 社会教育・生涯学習事業の推進

家庭教育・学校教育・地域社会の連携を推進し、社会教育の充実・進展に努めます。

また、町民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる「生涯学習のまち」を築くため、生涯学習体制の整備・推進を図ります。

主な取組

① 推進体制の整備

生涯学習を総合的・体系的に推進するため、社会教育委員や各種教育機関、関係団体との連携を強化し、町民ニーズに対応した推進体制の整備・充実を図ります。

② 学習機会の拡充と発表の場の提供

町民の多様化・高度化する学習ニーズを的確に把握し、学習機会の拡充を図ります。

また、生涯学習フェスティバルなど、町民が学習した成果を発表できる場の提供を図ります。

③ 社会教育主事の育成・強化

社会教育や生涯学習の専門的な知識や技術を有する「社会教育主事」の育成に努め、生涯学習推進体制の基盤強化を図ります。

④ 社会教育施設の整備・充実

町民が活発に生涯学習活動を行うためには、社会教育施設・設備の整備・充実を図ることは必要不可欠です。老朽化が懸念される施設・設備も存在していることから、中長期的な視野で計画的に整備・改修を推進します。



生涯学習フェスティバル

基本方針5「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策18 青少年の健全育成の推進

未来への夢や目標を抱き、社会を作る営みに積極的に取り組むことができる青少年を育成するためには、青少年の心と体の健やかな発達を促し、正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むことが重要です。

町では、関係機関や青少年育成団体との連携を密にしながら、人と人をつなぎ、社会参加の意欲を高める青少年の健全育成を推進します。

主な取組

① 青少年健全育成事業の推進

「大郷町青少年健全育成町民会議」との連携・協力のもと、青少年の健全育成に関する施策を推進します。

② ふれあい交流事業等、各種体験活動の推進

子どもたちの社会参加を促すために、「子どもふれあい交流事業」の各種体験活動を推進します。

③ 子ども会育成事業の推進

「大郷町子ども会育成会」と連携・協力し、子ども会活動の活発化を図ります。

④ ジュニア・リーダーの育成・支援

ジュニア・リーダーは、子どもたちにゲームや遊びを通して、集団生活の中でのルールやマナーを教えるなど、子ども会活動を行う上で欠かせない存在です。

町主催の初級研修会を実施するとともに、宮城県が主催する中級・上級の各研修会への積極的な参加を促します。

⑤ 青年団体活動への支援・協力

青年活動の健全な発展に資するため、青年団体の支援を行うとともに、青年の活動の場の提供を図ります。

⑥ 青少年まちづくり会議の開催

未来の町の主人公となる青少年が、まちづくりの夢を持ち、定住を志すための主体性を実感させる機会とするよう、「青少年まちづくり会議」の開催を目指します。

この会議では、若者のまちづくりアイデアを町政に生かすことも視野に入れます。



ジュニア・リーダー初級研修会
(栗原市花山)

基本方針 5 「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策 19 ライフステージを踏まえた公民館事業の展開

町民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる「生涯学習のまち」を築くため、町民ニーズに応え、家庭と地域の教育力の向上に努め、総合的な基盤づくりを推進します。

主な取組

① ライフステージを踏まえた事業の展開と継続的活動の促進

教養・趣味・健康等幅広い各種多様な講座・教室の開設や異世代間交流ができる講座等を開催して、ライフステージに即した学習内容の展開と継続的活動の促進に努めるとともに、受講者によるサークル活動として自主活動できるよう指導助言及び情報の提供に努めます。

② 各種団体、地域コミュニティ組織活動への協力

公民館を拠点とした各種団体・サークルやグループ、あるいは地域コミュニティ組織の自主活動運営ができるよう指導助言に努め、地域づくりが円滑に進められるよう条件整備を図りながら継続して支援します。

③ 地域に根差した分館活動の活性化

各分館は、あらゆる活動の拠点施設であり、地域住民の憩いの場であることや災害時における第一避難所としての役割を持った施設でもあることから、逐次環境整備の充実に努めるとともに、地域コミュニティづくりの一助となるような情報の提供連絡調整を行い、分館活動の指導助言に努めます。

④ 図書機能の充実強化

公民館図書室を利用しやすいものとするための環境整備や情報の提供、読み聞かせの読書サークル等への活動支援、宮城県図書館等と連携した本の展示、本の選定方法を学ぶ講座を実施して、町民が読書に関心を持ち、読書意欲が高まるように努めます。



親子で遊ぼう



世界の料理教室

基本方針5「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策20 地域文化・芸術の振興

地域に根差した文化・芸術活動の推進を図るため、各種文化団体やサークルの育成に努めます。また、自主的な活動を促進するため、積極的な支援を図ります。

県民文化祭や黒川郡文化協会発表会といった発表の場の提供と、文化・芸術の鑑賞機会の拡充を図ります。

主な取組

① 文化・芸術を身近に触れる機会の提供

「音楽アウトリーチ事業※」や「青少年劇場小公演※」などを通して、児童生徒に優れた文化・芸術を身近に鑑賞できる機会を積極的に提供します。

町民劇場「おおさと夢劇団」が継続して自主的な公演活動ができるよう、支援・協力を行っていきます。

② 文化団体の育成と連携強化

本町における文化・芸術団体は、年々減少傾向にあります。文化協会への加盟登録団体数は、平成27年4月現在の33団体から、令和6年4月現在の21団体に減少しましたが、舞踊、コーラス、民謡、書道・俳句・写真・華道・茶道など、実にさまざまな分野の団体が本町で活動しています。活発な創作活動を行い、優れた作品や芸術を発表する個人・グループ・団体を育成し、連携を支援することにより、文化・芸術活動の推進を図ります。

【※音楽アウトリーチ事業】 音楽で活躍しているアーティストが学校等を訪れ、児童生徒などに楽器の面白さや音楽の魅力を伝え、音楽愛好者層の拡大を図るための事業。

【※青少年劇場小公演】 児童生徒に、かおり高い文化・芸術を身近に鑑賞する機会を提供して、豊かな情操を養い、青少年の豊かな人間形成を図るための事業。



町民劇場の公演



生涯学習フェスティバル・展示の広場

基本方針5「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策21 文化財の理解と保存・継承

先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体験できる機会を充実させます。

主な取組

① 文化財の保存・管理体制の充実

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、所有者や管理団体と連携し、保存・管理体制の充実を図ります。また、文化財保護審議会の機能や役割を活用し、計画的な調査や定期的なパトロール等を実施して、文化財の適正な保存に努めます。

② 文化財の収集・発掘・保存体制の整備

本町に眠る埋蔵文化財や歴史資料、民俗資料の調査・収集・整理・保存体制の整備促進を図ります。

③ 郷土芸能の伝承と活動支援

町無形文化財に指定している「羽生田植踊」と「土橋宮林神楽」の保存会活動に対しての支援・協力を推進します。

また、生涯学習フェスティバルなど、発表の場の拡充を図り、後継者を育成します。



土橋宮林神楽



羽生田植踊

基本方針5「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

重点施策22 生涯健康・生涯スポーツの推進

生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって、潤いと活力のある生活を実現するため、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、充実したスポーツライフを送ることができる地域社会を目指します。

主な取組

① 生涯スポーツ推進体制の整備

町スポーツ推進審議会や町スポーツ推進委員との連携のもと、総合的なスポーツの推進を図るための体制を整備します。

誰でも、気軽に、身近に、楽しむことができる「ニュースポーツ」や「レクリエーション」の普及・啓発に努めます。

② 各種スポーツ大会・教室の実施

町体育協会や町スポーツ少年団本部、各種関係団体と連携し、子どもから熟年者まで多くの町民が楽しみながら参加できるスポーツ大会や各種教室を実施し、世代間交流と地域振興を図ります。また、スポーツイベントを通じて、集客・交流の促進を図り、町の活性化を目指します。

③ スポーツ団体の支援と連携強化

地域スポーツや競技スポーツの振興を図るため、町体育協会や町スポーツ少年団本部の加盟団体の支援を行います。

④ スポーツ施設・設備の充実

町有のスポーツ施設・設備の適正な維持・管理に努め、いつでも誰でも安心して利用することができる環境を整備します。

また、町有スポーツ施設のほか、学校の体育館を一般開放し、地域のスポーツ活動を推進します。



秋まつりスポーツフェスティバル



大郷町観光PRキャラクター
「常のモロ」

大郷町教育振興基本計画

令和7年1月

編集・発行

大郷町教育委員会教育課

〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8

TEL 022-359-5514

E-mail kyoiku@town.miyagi-osato.lg.jp
